

仕様書

1 件名

台東区立浅草公会堂デジタルサイネージ設置・運用にかかる賃貸借契約

2 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 設置場所

(1) 設置施設:台東区立浅草公会堂(東京都台東区浅草1-38-6)

(2) 設置場所:玄関ホール案内所付近(別紙1のとおり)

(3) 設置台数:1基(別紙2のとおり)

4 設置内容

設置するデジタルサイネージの仕様・放映内容等は次のとおりとする。

(1) デジタルサイネージの仕様・動作等

- 設置場所におけるサイズ等は別紙のとおりとし、薄型で場所をとらず、かつ安全に配慮したものとする。
- タイマーによる電源の入・切及び映像の自動再生ができるものとする。
- 放映時間は、原則として設置施設の開館時間内とする。
- 館内情報に関する映像の更新は USB メモリ等の交換によるものとし、区においても作業できるものとする。
- デジタルサイネージは無音とし、音声が発生する場合は無音設定ができることとする。
- デジタルサイネージの情報に支障がない範囲で、区が常時使用するためのパンフレットラック等を本体に設置できることとする。なお、設置する際、区は事前に事業者に協議することとする。
- デジタルサイネージの破損・汚損、及び広告内容に関する問合せ先が事業者である旨、明確に表示すること。
- 仕様書に定めのないデジタルサイネージの仕様及び動作並びに運営等に関しては、あらかじめ区と協議し、その承認を得るものとする。

(2) 放映内容

館内情報に関する映像は、区で制作・更新できるものとして、作業に必要なパソコン等周辺機器は事業者が用意することとする。

(3) 地図情報

- 地図は本体内に収まるようにし、「台東区立浅草公会堂周辺案内地図」で構成するものとする。
- 公共施設や交通機関、台東区循環バス「めぐりん」の経路等、区が指定する内容を分かりやすく表示するものとする。
- 地図情報の更新は、最低でも年1回行うものとする。ただし、新規道路や新規建物の完成、町名表示の変更等、急を要する場合は速やかに修正を行うこと。
- 地図情報への広告掲載並びに広告主インデックスを掲載する際は、公共施設としてふさわしい色彩やデザイン等とする。

(4) 広告情報

- 広告情報は、別紙2デジタルサイネージ参考図②のとおりの位置に、静止画及び動画により放映できるものとする。
- 広告情報の放映方法等に関する事項については、あらかじめ区と協議し、その承認を得るものとする。

5 設置及び撤去

- (1) デジタルサイネージの調達、設置及び放映並びに撤去等に関連する作業に係る費用は事業者が負担すること。
- (2) 使用許可の期間満了、許可の取消し等によりデジタルサイネージを撤去したときは、速やかに施設の原状回復をしなければならない。その際発生する費用は、事業者が負担すること。
- (3) 施設利用者の通行及び災害時の避難誘導に支障が生じることがないよう留意してデジタルサイネージを設置すること。
- (4) デジタルサイネージの倒壊等により、施設利用者に危険が生じないよう留意すること。
- (5) 上記(3)、(4)について区は助言・指導を行うことができるものとし、事業者はその助言・指導に従うこと。この場合において生じる費用は、事業者が負担すること。
- (6) デジタルサイネージの設置・撤去等に関連する作業方法及び作業日時については、区と協議すること。
- (7) デジタルサイネージ設置後、施設利用者の利用に支障をきたすおそれが生じた場合、区は助言・指導を行うことができるものとし、事業者はその助言・指導に従うこと。この場合において生じる費用は、事業者が負担すること。
- (8) 区は、デジタルサイネージの設置場所の変更並びに設置施設のレイアウト変更や工事などによりデジタルサイネージの一部または全部を休止あるいは中止する場合については、事業者と協議を行うものとする。
- (9) 事業者が掲載情報の伝達がより効果的であると判断する場合は、区と協議の上、デジタルサイネージの設置場所を変更することができる。これらに要する費用は事業者が負担するものとする。

- (10) 事業者の責めに帰する理由によりデジタルサイネージを撤去することになった場合は、事業者の負担で原状の回復を行うものとする。

6 保守及び維持管理

- (1) 初期設定や定期的な設備のメンテナンスは事業者がその責任と負担で行うものとする。
- (2) デジタルサイネージに関わる付帯設備に不調、毀損及び汚損等が生じた場合は、速やかに現地に赴き、事業者の負担で修繕等適切な措置を講じること。
- (3) 館内情報を更新するための周辺機器に不具合等が生じた場合は、速やかに現地に赴き、事業者の負担で修繕等適切な措置を講じること。

7 著作権等

- (1) 事業者は、デジタルサイネージの設置及び広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料及び履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。
- (2) デジタルサイネージで放映する情報の著作権については、区が提供する情報は区に、広告等の情報は事業者に帰属するものとする。
- (3) 区又は事業者は、自己に帰属しない情報を他の媒体へ転用、引用等を行うときは、相手方の許可を得るものとする。
- (4) 区が、デジタルサイネージが掲載されている写真又は画像データを区役所や事業の紹介等行政目的のために区が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主若しくは第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

8 広 告

- (1) 広告主及び広告内容については、台東区広告事業実施要綱及び台東区広告掲載基準並びに関係法令を遵守するとともに、事前に区の審査を受け、承認を得るものとする。
- (2) 事業者は、放映または掲載を行う広告内容を審査できる体制を整備し、区の審査を受ける前に、広告内容の審査を行うこと。また、事業者の審査の際は、放映する広告のデータ等必要な資料とともに当該審査結果を添付すること。
- (3) 区は広告内容について、適当でないと判断した場合は、事業者に対し、広告内容の変更を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。また、この場合に生じる費用は、事業者の負担によるものとする。
- (4) 区は、デジタルサイネージの放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その

使用に不適当な事情が生じた場合は、放映を中止することができる。

- (5) 広告の制作及び放映に関する責任と負担は事業者が負うものとする。
- (6) 広告内容に関する一切の責任は事業者が負うものとする。
- (7) 広告の問合せ並びに苦情、被害を被った旨の主張については、事業者の責任において対応すること。
- (8) 事業者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に関する財産権の全てについて適法な権利処理が完了していることを保証するものとする。
- (9) 第三者から広告活動に関連して損害を被ったという主張がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとする。
- (10) 広告主の募集及び選定は、事業者が行い、台東区内の企業を優先すること。
- (11) 事業者は、広告の放映にあたり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結し、報酬等を受領できるものとする。

9 契約金額の納入

- (1) 事業者は、区に契約金額を支払うものとする。
- (2) 事業者は、区が指定する期日までに区の発行する納入通知書により、契約金額を一括して納入するものとする。

10 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

11 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12 カラーユニバーサルデザインへの配慮について

本契約の履行に当たっては、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体(ユニバーサルデザインフォント等)を使用するよう努めること。

13 その他

仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度区と事業者で協議のうえ処理すること。

担当:区民課区民施設係

電話:03-5246-1123